

1年もの定期貯金

# 九州信漁連 合併記念 定期貯金

## まかせんしゃい!! 福岡

金利

# 年0.10%

みなさまに  
感謝を込めて!!



令和3年4月1日、九州内6県の信漁連が合併し、  
「JFマリンバンク九州信漁連」としてスタートしました!!

**取扱期間：令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)**

さらに!



九州信漁連（福岡県内の店舗のみ）で公的年金をお受取りのお客様には  
「LIONデンタルセット」をプレゼント!!

※1口50万円以上のお取組で一人様1回限りとなります。



- ご利用いただける方 JF組合員（法人組合員を含む）および個人のお客様
- 中途解約 お預かり期間に応じた中途解約利率を適用します。
- お預かり金額 10万円以上（ニューマネーもしくは「令和3年度 うみのたまてばこ」からの同額以上の預け替え）
- その他 金利情勢によりお取扱いの内容を変更する場合があります。

お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

※その他詳細につきましては窓口にお問い合わせください。

九州信漁連本店／有明支店／代理店（福岡県内）

JF福岡女性協

## 商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>定期貯金「九州信漁連合併記念定期貯金(まかせんしゃい!!福岡)」

(令和3年4月1日現在)

|  |   |
|--|---|
| 1. 商品名   | ・スーパー定期貯金<単利型><br>(愛称:特別金利定期貯金「九州信漁連合併記念定期貯金(まかせんしゃい!!福岡)」)   |
| 2. ご利用いただける方   | ・JF組合員(法人組合員を含む)および個人のお客様   |
| 3. 対象商品  | ・対象となるもの<br>純新規のお預け入れに限らせていただきます。<br>〔他の金融機関からの預け替え<br>当会の普通貯金に入金されたままになっている貯金からの振替<br>定期貯金「令和3年度 うみのたまてばこ」の満期金からのお預入れ(同額以上で可)〕<br>・対象とならないもの<br>当会の「令和3年度 うみのたまてばこ」以外の定期貯金、積立定期貯金等の満期金または解約金からのお預け入れ(元金の上乗せや普通貯金へ振り替えた場合を含みます。)  |
| 4. 期間  | ・定型方式<br>1年<br>・自動継続(元金継続または元利金継続)として取り扱います。<br>※定期貯金「九州信漁連合併記念定期貯金(まかせんしゃい!!福岡)」としてのお取り扱いが初回の満期時までとなり、自動継続後は通常の定期貯金としてお取り扱いいたします。  |
| 5. 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                          | ・一括預入<br>・10万円以上<br>・1円単位   |
| 6. 払戻方法  | ・満期日以後に一括して払い戻します。  |
| 7. 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法 | ・年利0.10%(税引前)を満期日まで適用します。<br>・満期日以後に一括して支払います。<br>・付利単位を1年として1年を365日とする日割計算をします。<br>・お利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。<br>・窓口でお問合せ下さい。  |
| 8. 手数料   | —   |
| 9. 付加できる特約事項   | ・総合口座の担保に組入れできます。<br>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%上乗せした利率)<br>・個人のお客様はマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。   |
| 10. 中途解約時の取扱い  | ・満期日以前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。<br>① 6か月 解約日における普通貯金の利率<br>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%   |
| 11. 貯金保険制度<br>(公的制度)   | ・保護対象<br>当該貯金は当会の譲渡性を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。))と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。   |
| 12. 相互援助制度   | ・当会は、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。   |
| 13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容   | ・苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当会本店・有明支店または総合企画部総務課(電話:092-751-2064)までお申し出下さい。<br>当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、当会が設置する九州JFマリンバンク相談所(電話:092-751-2064)もしくは、全国漁業協同組合連合会が設置する全国JFマリンバンク相談所(電話:03-6222-1318)でも、苦情等を受け付けております。<br>・紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会総合企画部総務課、九州JFマリンバンク相談所、または、全国JFマリンバンク相談所にお申し出ください。<br>東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)<br>第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)<br>第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)<br>※東京、第一東京、第二東京の3弁護士会の仲裁センター等では、東京都以外の各地のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。<br>・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。<br>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して紛争の解決に当たります。<br>なお、移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記九州JFマリンバンク相談所(092-751-2064)、全国JFマリンバンク相談所(電話:03-6222-1318)、もしくは、東京三弁護士会の各仲裁センター等にお問い合わせください。 |
| 14. その他参考となる事項   | ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。<br>・定期貯金「九州信漁連合併記念定期貯金(まかせんしゃい!!福岡)」の取扱い期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。<br>・JFマリンバンク九州信漁連で福岡県内の店舗限定の商品として、次のようにお取り扱い致します。<br>【特典】<br>預入金額50万円以上かつ当会(本店・有明支店・代理店)で公的年金※をお受け取りされている方「LIONデンタルセット」を進呈。(一顧客一回限り)<br>※公的年金には、漁業者年金を含みます。<br>・特典を含めた商品内容については、上記お取り扱い期間中であっても今後の金融情勢等により変更となる場合や、お取扱いを中止する場合があります。<br>・一部払い戻しはお取り扱いできません。<br>・本商品は、JFマリンバンク九州信漁連の福岡県内の店舗(本店・有明支店・代理店)において、既に貯金口座をお持ちの上記2のお客様、または新規に口座を開設される上記2のお客様を対象にしております。  |

詳しくは窓口にお問合わせください。